

障害児福祉手当・特別障害者手当制度

この制度は身体又は精神に著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方に県が手当を支給する制度です。

支給対象者

特別障害者手当 (月額 27,350円)	障害児福祉手当 (月額 14,880円)
20歳以上の在宅の障がい者で、福祉事務所長の認定を受けた方。 なお、以下の場合には対象となりません。 (1) 施設に入所(通所を除く)している場合。 (2) 病院又は診療所に3ヶ月以上入院している場合。	20歳未満の在宅の障がい児で、福祉事務所長の認定を受けた方。 なお、以下の場合には対象となりません。 (1) 施設に入所(通所を除く)している場合。 (2) 政令で定める公的年金を受給している場合。

※手当を請求する方、又は同居している配偶者及び扶養義務者の前年所得が一定金額以上ある場合には、手当の支給が制限されます。

※申請手続きには認定請求書、所得状況届、所得証明書、戸籍謄本(抄本)、住民票謄本、認定診断書など必要書類がありますので事前にご連絡ください。

お問い合わせ

健康支援課 障がい支援課 ☎098-945-5013
南部福祉事務所 地域福祉班 ☎098-889-6364

農業について考える地域の話し合い

今年度、町では「人・農地プラン」(農業計画)を見直すため、農地の意向に関するアンケート調査を実施し、地域の話し合いを通してこれからの農業のあり方について考えていきます。今後、地域ごとに話し合いを開催しますので、農地をお持ちの方やご家族の方のご参加お待ちしております。農業従事者やこれから農業を始める方も参加大歓迎です。

※新型コロナウイルス感染防止対策を十分に行った上で開催する予定ですが、状況により開催方法を変更する場合があります。



日時	開催地区(開催場所)	
8月4日(火) 19時~20時半	津花波(津花波公民館)	
8月6日(木) 19時~20時半	翁長(翁長公民館)	安室・桃原(桃原公民館)
8月11日(火) 19時~20時半	徳佐田・森川(徳佐田公民館)	小波津(小波津公民館)
8月13日(木) 19時~20時半	棚原・上原(棚原公民館)	呉屋(呉屋公民館)
8月18日(火) 19時~20時半	掛保久・内間(内間公民館)	我謝(我謝公民館)
8月20日(木) 19時~20時半	池田(池田公民館)	小橋川(小橋川公民館)
8月25日(火) 19時~20時半	与那城・兼久(兼久公民館)	幸地(幸地公民館)
8月27日(木) 19時~20時半	小那覇(小那覇公民館)	

問い合わせ 産業観光課 農林水産係 ☎098-945-4540

令和2年度 子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

申請は必要ありません

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します。

今回、支給を受けるにあたって申請は不要です。

※公務員の方は申請が必要になります。

※希望しない場合は、7月15日までに受給拒否の届出書を郵送するか、下記窓口まで提出してください。(受給拒否の届出書は町HPよりダウンロードしてください。)



①だれがもらえるの?【支給対象者】

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)を受給している方です。

※7月中旬に、この給付金のお知らせを送付しますのでご確認ください。特例給付として児童1人につき月額5,000円の支給を受けている方は対象外となります。

②うちの子は対象になるの?【対象児童】

平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子で、令和2年4月分(4月から新高校1年生となっている場合は3月分)の児童手当の対象となる児童です。

③いくらもらえるの?【給付額】

対象児童1人につき1万円(1回のみ)

④いつもらえるの?【支給時期】

7月下旬に支給する予定です。

⑤どんなかたちでもらえるの?【支給方法】

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)を受給している口座に振り込みます。

⑥公務員への支給方法は異なりますか?

西原町にお住まいの公務員の方については、所属庁より申請書が配布されますので、期限内にこども課へ郵送にて申請してください。

申請期間 8月3日(月)~12月28日(月)

送付先 〒903-0220

西原町字与那城140-1

西原町役場こども課 宛

【お問い合わせ】 こども課 子育て支援係 ☎098-945-5311

太田小児科 病児保育料の一部免除

6月に今年度の税額が決定したことで、7月から病児保育料の一部免除の適用が変更されます。

	申請の必要
①非課税世帯→非課税世帯 手続きの必要はありません。 7月から一部免除になります。	なし
②非課税世帯→課税世帯 手続きの必要はありません。 7月からは一部免除はありません。	なし
③課税世帯→非課税世帯 こども課窓口で手続きの必要があります。 手続きをした日から一部免除になります。	あり

①と③に該当する方のうち、令和2年1月1日に西原町に住所がなく、令和2年度町県民税非課税の方で7月以降も利用料助成を受けたい方は、所得証明書の提出が必要です。非課税が確認できない場合は7月以降の免除ができません。

お問い合わせ
こども課 子育て支援係 ☎098-945-5311

国民年金保険料の免除申請受付中!

(令和2年7月~令和3年6月)

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が、一定の金額以下であれば申請者本人が免除を受けることが出来ます。免除を受けることで、将来の年金受給権の確保・万が一の事故などで障害を負った時の障害年金の受給資格を得ることが出来ます。未納を放置せずご相談ください。

必要書類

- 本人が申請する場合 : 身分証明書
- 代理人が申請する場合 : 代理人の身分証明書・印鑑・委任状

※免除の申請は、過去2年分(申請月の2年1か月前の月分)までさかのぼって申請することが出来ます。
※離職された方は、別途離職票などの証明書類が必要になる場合があります。

お問い合わせ

町民課 住民年金係 ☎098-945-5012
日本年金機構 浦添年金事務所 ☎098-877-0343

相続 遺言 お悩みではありませんか?



~専門家が解決方法をご提案します~

相続・遺言のことなら何でもご相談下さい。完全個室の相談ブースを完備していますのでゆっくりとご相談いただけます。(要予約)



相続・遺言の相談は無料です!

きゃん 司法書士 事務所

代表司法書士 喜屋 武力

与那原町字東浜23番地2 (ローソン与那原東浜店となり)
TEL 882-8177 営業時間 平日AM 9:00~PM 5:30

相続・遺言に関するこちら → <http://souzokuigon-okinawa.com/>

「相続・遺言おきなわ.com」

QRコードが「相続 遺言 きゃん」で検索してアクセス

西原生まれ西原育ちの スタッフでがんばっています!!

無料見積!!

無料相談!!

一級塗装技能士・一級ウレタン防水技能士・建築士のいるリフォーム店!

塗装・防水・外構 リフォーム工事の専門店!



~真心込めて~
ちゅららペイント

TEL 098-945-7170
西原町字兼久 261-2
ちゅらら工房 株式会社

ちゅらら工房 株式会社